

# 一般社団法人龍ヶ崎労働基準協会にて 最近の法律の改正内容について説明を実施しました！

～龍ヶ崎労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年2月22日



◀ 「最低賃金」、「自動車運転者の時間外労働の制限」等について説明する龍ヶ崎労働基準監督署長

▼下左  
「労働施策総合推進法（パワハラ対策）」について説明する雇用環境・均等室職員

下右▼  
「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室職員



一般社団法人龍ヶ崎労働基準協会にて、会員企業を対象とした労務管理セミナーが実施されました。

第2回目となる今回のセミナーでは、龍ヶ崎労働基準監督署長より「最低賃金」や「賃金引き上げに関する支援施策の紹介」、「自動車運転者の長時間労働の抑制」について概要を説明しました。

また、雇用環境・均等室より令和4年4月1日から中小企業事業主にも全面適用となっている「労働施策総合推進法（職場におけるパワーハラスメント防止対策）」及び、令和4年4月1日から段階的に施行となっている「改正育児・介護休業法」について説明しました。

龍ヶ崎労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて施策や改正法等について周知啓発に努めてまいります。

## 【お問い合わせ先】

- 労働基準法、最低賃金等について

龍ヶ崎労働基準監督署 電話：0297-62-3331

- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法について

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295